

## 「千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業」の概要について

(平成30年3月31日現在)

1 目的	全ての意志ある公立高等学校等の生徒等が安心して教育を受けられるよう、高校生等がいる低所得世帯に対し、奨学のための給付金を支給することにより、授業料以外の教育費負担を軽減し、低所得世帯の高校生等の修学を支援する。														
2 対象世帯の要件	<p>就学支援金の支給対象校に在学する高校生等がいる世帯で、次に該当する世帯。</p> <p>(1) 生活保護受給世帯又は保護者等全員の当該年度の市町村民税所得割が非課税である世帯。</p> <p>(2) 保護者等が千葉県の区域内に住所を有する者であること。</p> <p>(3) 高校生等が、認定基準日（原則として7月1日）に在籍し、修学していること。</p> <p>※ ただし、高校生等が秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者である場合には、認定基準日を当該高校生等の入学する日とする。</p> <p>※ 平成26年度入学者から学年進行で実施。</p>														
3 支給額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>全日制・定時制</th> <th>通信制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生活保護受給世帯</td> <td>32,300円</td> <td>32,300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 市町村民税所得割が非課税である世帯（第1子）</td> <td>75,800円</td> <td>36,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) 市町村民税所得割が非課税である世帯（第2子以降）</td> <td>129,700円</td> <td>36,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支給は、一人の高校生等につき、各年度毎に1回、通算3回（定時制・通信制は4回まで）を上限とする。</p> <p>※学び直し支援事業対象の高校生等は、各年度につき1回、通算2回が上限。</p>			世帯区分	全日制・定時制	通信制	(1) 生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	(2) 市町村民税所得割が非課税である世帯（第1子）	75,800円	36,500円	(3) 市町村民税所得割が非課税である世帯（第2子以降）	129,700円	36,500円
世帯区分	全日制・定時制	通信制													
(1) 生活保護受給世帯	32,300円	32,300円													
(2) 市町村民税所得割が非課税である世帯（第1子）	75,800円	36,500円													
(3) 市町村民税所得割が非課税である世帯（第2子以降）	129,700円	36,500円													
4 申請先	千葉県立高等学校：各学校 / 県内市立・国立学校等：県教育委員会														
5 支給時期等	支給時期 9月末以降（保護者等の口座に直接、振込み）														
6 予算額	平成30年度当初予算額 1,077,085千円（12,159名）														
7 実績	平成29年度（見込み） 946,914千円（11,086名）														

※私立高等学校等については、総務部学事課で同様の事業を実施。